

魚沼市から未来に続く農業を！

魚沼市は農業を頑張るあなたを全力でサポートします！

最新の情報は、市のホームページで随時更新していますので、ご確認ください。



魚沼市 HP

保存版

市外局番 (025)

農政課：793-7647

農林整備課：793-7740

商工課：792-9753

経営規模の拡大を図りたい

耕作地を拡大したい

農地バンクを通じ 担い手に農地を集める

農地集積・集約した地域に対し10アールあたり1万円から3万4千円の協力を支払います。

農政課

小さな複数枚の田んぼを 1枚の田んぼ(10アール以上)にまとめる

工事費の3分の1(上限額が決められています)を支援します。

農林整備課

給与月額を支援

新たにUIターン者を正規雇用した事業者にひと月あたり3万円補助します。

商工課

新しく人を雇いたい

農作業用車両の購入費を支援

新たにUIターン者を正規雇用した農業法人に購入費の3分の2(上限額50万円)を補助します。

農政課

外国人の受け入れ支援

初期費用の3分の2(上限1人あたり15万円)を補助します。

農政課

地域農業のお手伝い

市民が主体となり農作業(草刈り、農薬散布等の中間管理が対象)を行う団体の経費を年間10万円まで支援します。

- 持続可能な地域営農活動を図るため市民が主体となって効果的な事業を行う団体に経費の一部を補助します。・補助額：10分の10以内(上限10万円/年)

経営の安定化を図りたい

水稻経営を安定させたい

安定した水稻経営を図る

国による制度を活用し農業経営の安定化を図ります。

農政課

- 水田活用の直接支払交付金
- 畑作物の直接支払交付金(ゲタ)
- 収入減少影響緩和対策(ナラシ)

水稻作付者の相互協力

米の需給調整制度に加入する農業者の協力金と市からの補助金により、加入農業者の支援を行い魚沼産コシヒカリの品質と価格を守ります。

農政課

水田の借地料を支援

一定の規模を有する担い手の水田に対する借地料を10アールあたり1,500円補助します。

農政課

販路を拡大したい

展示会への出展を支援

出展料や広告宣伝費などの費用の2分の1(上限額15万円)を支援します。

農政課

生産資材費等の負担軽減を図りたい

高騰する農業用肥料費等を支援

農政課

肥料購入費、飼料費及び燃料費の一部を補助します。

- 水稲：3,000円/10アール
- 園芸：5,000円/10アール
- 畜産：25,000円/頭

(上限各品目50万円)

春作業を遅れなく進める

機械除雪及び消雪促進剤の散布に伴う費用の2分の1(上限額あり)を補助します。

農政課

水不足による農作物被害を最小限に

農家組合等の地域の水利を管理する団体が行う、かん水用井戸・機械の設置等に要する経費の一部を補助します。

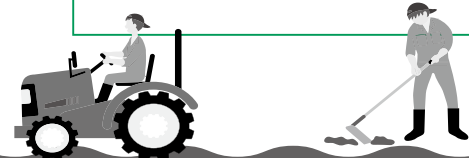
農政課

6次産業化に取り組みたい

商品開発を支援

パッケージデザイン料など新商品の開発にかかる費用の2分の1(上限額50万円)を支援します。

農政課



生産性の向上を図りたい

農作業機械の更新・新規購入をしたい

農業用機械等の整備支援

以下の組織に対して農業用機械等の購入費用の一部を補助します。

- 人・農地プランに位置づけられた中心担い手・経営体等
※事業により上限額と補助率が変動します。(補助率は概ね10分の3～10分の5)
- 中山間直接支払制度の集落協定や経営面積5ha以上の担い手・経営体等
補助率10分の2(上限200万円)

農政課

園芸・果樹の収益力の向上を支援

機械・器具等の整備費の2分の1(上限50万円)を補助します。

農政課

スマート農業に取り組みたい

スマート農業用機械等の導入支援

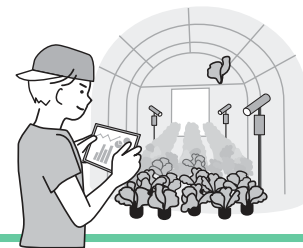
農政課

スマート農業機械設備等を使用し農作業受託を受ける団体に対し、スマート農業機械設備等の導入に要する経費の3分の2(上限額600万円)を補助します。

スマート農業技術導入支援

スマート農業技術等を使用し農作業受託を受ける団体に対し、技術導入経費や、スマート農業機械の操作に必要な資格を取得するための経費の3分の2(上限額200万円)を補助します。

農政課



労力の軽減を図りたい

草刈りの労力を軽減し農村景観を向上する

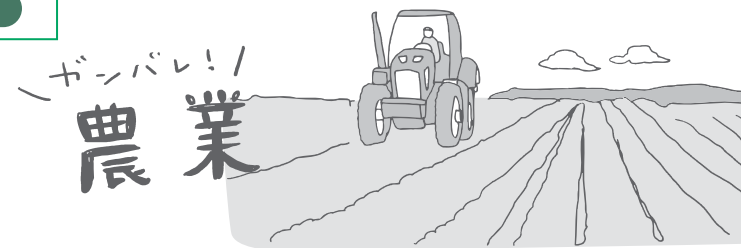
防草シート及びシバザクラ苗を材料支給します。(1団体につき200㎡以内)

農林整備課

農業用施設の管理に必要な原材料を支給する

施設整備に必要な生コン・砕石などの原材料を支給します。(1地区上限額22万円分)

農林整備課



農業用施設の管理に必要な労力を軽減する

農林整備課

重機を借り上げる場合に、その費用の一部を補助します。(1地区上限額22万円)

環境保全型農業に取り組みたい

有機農業等の取り組みを拡大したい

環境にやさしい農業に取り組みたい

農政課

化学肥料、化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する栽培と合わせて行う環境に配慮した取り組みに対して、支援を行います。

農業経営を新たに始めたい

新規就農したい

農業をはじめ

地域の担い手として認められた50歳未満の独立・自営就農者に対して年間150万円(最長3年)支援します。

農政課

農業を学ぶ

農政課

農業大学校・農業法人や指導農業士の下で実施する研修受講料、旅費、宿泊費等を2分の1(上限額10万円)補助します。

農業でくらす

農政課

新規就農者に営農活動及び家賃等にかかる費用を補助します。※上限額が決められています

- 新規就農者に営農活動及び家賃等にかかる費用を補助します。
 - ・営農活動：10分の10以内(上限30万円)
 - ・家賃支援：10分の10以内(空き家月5万、公営住宅月2万)



親などから経営継承したい

農業を継ぐ

農政課

担い手等の後継者が、継承後の経営発展に関する計画を策定し、経営発展に向けた計画に基づく取り組みの経費に対して、100万円を上限に補助します。

有害鳥獣による農作物への被害防止を図りたい

電気柵の設置による鳥獣被害を防止したい

野生鳥獣による農作物被害の軽減を図りたい

農政課

自治会等が鳥獣被害対策を実施する場合に、侵入防止の電気柵や追い払い用の資材の購入費用の一部を補助します。(上限額：電気柵50万円、追い払い用の資材等10万円)

狩猟免許を取得したい

わなの設置により野生鳥獣を捕獲したい

農政課

有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、新規に狩猟免許等を取得し市が実施する有害鳥獣捕獲に協力できる方に対して、54,000円を上限に免許取得費等を補助します。